

議案第 36 号

札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

札幌市市民活動サポートセンター条例（平成 15 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表事務ブースの項中「2,500 円」を「2,700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表事務ブースの項に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表事務ブースの項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

市民活動サポートセンターの事務ブースの使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。

【センター追記】改定後の月額料金

- ・ 1 区画 (4m²) 10,000円 → 10,800円
- ・ 2 区画 (8m²) 20,000円 → 21,600円